

(第十四部)

第五回 参議院通信委員会會議錄第七号

昭和二十四年五月九日(月曜日)

午後一時四十六分開会

委員の異動

五月七日(土曜日)委員新谷寅三郎君の辞任につき、その補欠として市来乙彦君を議長において選定した。

本日の會議に付した事件

○郵便貯蓄法及び郵便振替貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○郵便貯金法に基いて保管する証券の整理に関する法律案(内閣提出)

○郵便切手類賣さばき所及び印紙賣さばき所に関する法律案(内閣提出)

○委員長(大島定吉君) 只今より通信委員会を開会いたします。

郵便切手類賣さばき所及び印紙賣さばき所に関する法律案、郵便貯金法の一部を改正する法律案、郵便振替貯金法及び郵便貯蓄法の一部を改正する法律案、郵便貯金法に基いて保管する証券の整理に関する法律案、以上四法律案を議題とし、先日引続き質疑を行います。

○小林勝馬君 質疑打ち切りの動議を提出いたします。

○委員長(大島定吉君) 質疑打ち切りの動議に御異議ありませんか。

○委員長(大島定吉君) 御異議ないものと認めまして、これより討論に入りたいと思ひます。御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(大島定吉君) それではこれより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願ひたいと思ひます。

○千重信君 四法案のうち郵便貯金法に基いて保管する証券の整理に関する法律案に對しまして、條件附を以て賛成いたします。その條件といふものは、去る七日本院において選任委員会における審議の際に、私の質問に對して大臣から御答弁を頂きました。この証券の整理に伴つて生ずるところの、現在本業務に従事している約三千八百人の人員を、どういふ形においてこれを配置転換するかの問題でございます。この問題につきましては、今次の行政整理といふものと、この証券保管の整理による人員の過剰に對する方針といふものとは不可分のものである。こういう御答弁がございましたことと、それから更にこれらの従業員の配置転換は貯金業務、その他郵政業務におけるところの他の手海の所に配置するといふこと、それからもう一つは、できるだけ同一市町村内におけるところの配置転換という方法を探りたいという大臣からの答弁を、誠実に履行して頂くといふことを希望いたしました。賛成いたします。

○小林勝馬君 四法案に對しまして民主黨を代表いたしました賛成するものでございませう。

ただ一つお願いしておきたいことは、郵便貯金法に基いて保管する証券の整理に関する法律案のうち、第一

條その他において謳われておりますところの期限経過その他の点でございますが、先般の本委員会におきまして郵便局長より明言されました通り、高額のものに對しては必ず即告をする。又この忘れられた人々に對してできるだけ宣傳啓蒙をしてこれを行うといふふうになつておりますが、この点を特にお願いしてこの四法案に對しまして賛成するものであります。

○委員長(大島定吉君) 外に御意見はございませんか。御意見がなければ討論は終局したものと認め御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(大島定吉君) 異議のないものと認めます。それではこれより採決に入りたいと思ひます。郵便振替法及び郵便貯蓄法の一部を改正する法律案、郵便貯金法の一部を改正する法律案、郵便切手類賣さばき所及び印紙賣さばき所に関する法律案、郵便貯金法に基いて保管する証券の整理に関する法律案、以上四法律案に御賛成の方の起立を請ひます。

〔議員起立〕

○委員長(大島定吉君) 全員賛成と認めます。よつて四法案は可決と決定いたしました。

向本會議における委員長の口頭報告の内容は、本院規則第四條によつて予め多数意見者の承認を経なければならぬことになつておりますが、これは委員長において本法案の内容、委員会における質疑應答の要旨、討論の要旨及び採決の結果を報告することと

し、御承認を願ふことに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(大島定吉君) 御異議のないものと認めます。

それから本院規則第七十二條によりまして、委員長が議院に提出する報告書には多数意見者の署名を附することになつておりますから、全員御賛成の諸君には順次御署名をお願いいたします。

多数意見者署名

小林 勝馬 千葉 信
下條 恭兵 中村 正雄
尾崎 行輝 深水 六郎

○委員長(大島定吉君) 御署名はこれでありませんか。ないものと認めます。それではこれを以て散会いたします。午後一時五十四分散会

出席者は左の通り

委員長 大島 定吉君
理事 中村 正雄君
委員 小林 勝馬君
下條 恭兵君
深水 六郎君
尾崎 行輝君
千葉 信君

國務大臣 小澤 重喜君
通信大臣 武藤 嘉一君
通信事務官 小笠原 光壽君
通信事務官 村上 好君
(貯金局長)

五月七日日本委員会に左の事件を付託さ

れた

一、鹿児島縣日当山郵便局を集配局とするの請願(第八百九十七号)

第八百九十七号 昭和二十四年四月二十三日受理

鹿児島縣日当山郵便局を集配局とするの請願

請願者 鹿児島縣始良郡日当山村長 山口 豊二外二十四名

紹介議員 國元 義人君

鹿児島縣下日山村はたばこの産地として有名な國分平野の北部に位置する

鹿児島國立公園の表玄関で、関口温泉街を中心とし、各種官公署、学校、会社、工場があり、又近いうちに単人町の一部を合流して行政区を変更する案情にあるが、通信業務は無集配日当山郵便局のみであるため、極めて不便であるから、当地方の産業、文化等を振興するため、日当山郵便局を集配取扱郵便局に昇格せられたいとの請願。

第十四部 參議院通信委員會會議錄第七号 昭和二十四年五月九日〔會議〕

二

昭和二十四年五月二十六日印刷

昭和二十四年五月二十七日発行

參議院事務局

印刷者 印刷局

(第十四部)

(三〇四)